

平成24年1月31日
宮 城 県

1 策定の趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対応するため、県の総合的な対策についての基本的視点や個別取組方針を県民に示すものである。

2 方針の位置づけ

基本方針は、原発事故被害対策についての基本的視点を示すものであり、この基本方針に基づき、国や県の子算措置状況等を踏まえながら、具体的取組と事業をまとめた「実施計画」を策定する。

なお、現在までのところ原発事故の被害の全容が明らかになっておらず、また、今後、食品の安全基準の改定等が予定されていることから、随時適切に見直しを図る。

3 主な内容

(1) 目標
震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

(2) 目標達成のための基本的視点

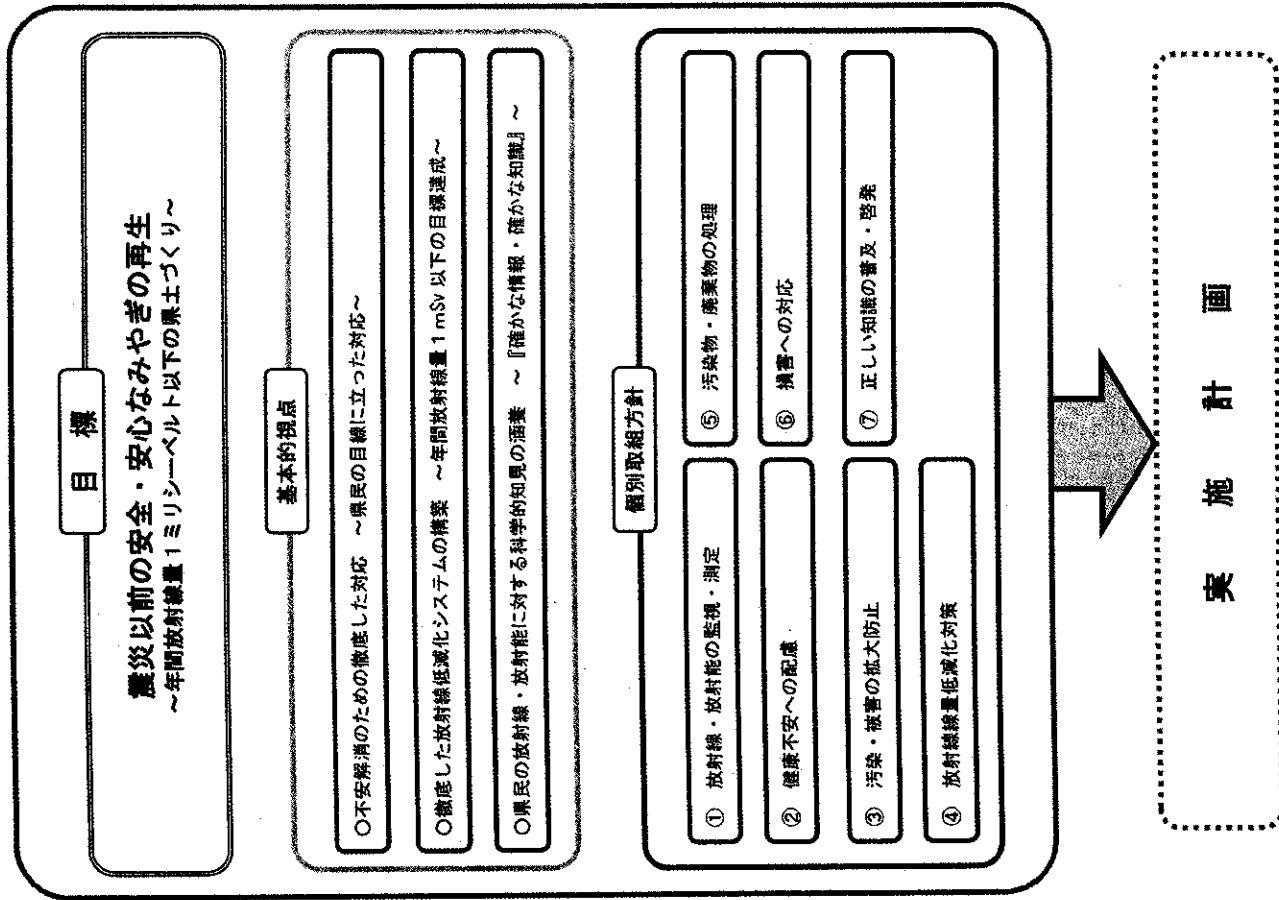
- (1) 不安解消のための徹底した対応 ～県民の目標に立った対応～
 - ・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。
 - ・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。
- (2) 徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1mSv以下の目標達成～
 - ・放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ
 放射線低減化システムの構築 → 生活環境から放射性物質の除去 → 放射性物質の除去 → 保管 → 減容 → 封じ込め（運搬・埋蔵）

- ・5年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心に市町村と一体となって除染を推進します。
- ・汚染物等からの処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。
- (3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～
 - ・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の拡充のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

※目標中の「年間放射線量」は「年間追加被ばく線量（外部被ばくをい）、自然及び経歴由来の放射線を除く）」を意味します。

【基本方針の概念図】



目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生
～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

基本的視点

○不安解消のための徹底した対応 ～県民の目標に立った対応～

○徹底した放射線低減化システムの構築 ～年間放射線量1 mSv 以下の目標達成～

○県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養 ～『確かな情報・確かな知識』～

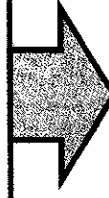
個別取組方針

① 放射線・放射能の監視・測定

② 健康不安への配慮

③ 汚染・被害の拡大防止

④ 放射線低減化対策



実施計画

(3) 個別取組方針

目標達成に向けた個別取組方針及び主な取組内容は次のとおり。

① 放射線・放射能の監視・測定

- 空間放射線量のモニタリング
 - ・全市町村における継続的な定点調査
 - ・県内各市町村へのモニタリングポスト（連続測定器）の配備
- 放射性物質のモニタリング
 - ・検査対象品の拡充
 - ・水田、畑地土壌や家畜飼料等の検査
 - ・港湾における海水、工業用水、浄水発生土や下水汚泥等の測定
- 住民ニーズに対応した測定機器の整備
 - ・県民持ち込みの農産物等を検査するための体制整備

② 健康不安への配慮

- 有識者会議での検討を踏まえた健康不安の払拭
 - ・健康不安払拭のための取組の充実
 - ・健康への影響や対応方針等について国の責任と判断において示すよう求める要望の実施

③ 汚染・被害の拡大防止

- <放射性物質汚染の拡大防止>
 - 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止
 - ・暫定指標値や暫定期間値を超えた場合の出荷制限等の徹底
- <経済的被害の拡大防止>
 - 金融・経営支援
 - ・風評被害等により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実
 - ・出荷制限や風評被害を受けた農林水産業者に対する経営継続の支援
 - ・輸出関連産業に対する取引継続等のための支援
 - 技術支援
 - ・農林水産業者に対する検査体制等の整備のための支援
 - ・工業製品を対象とした残留放射能の測定支援
 - 安全性のPR
 - ・県内産農産物等の安全性のPRと販路促進への支援やイベント等の開催
 - ・県内の観光の魅力の情報発信するためのキャンペーンイベント等の開催

④ 放射線量低減化対策

- 除染実施市町村と一体となった取組の推進
 - ・市町村に対する除染支援チームや環境審議会への専門委員の設置、県と市町村による除染対策連絡協議会の設置

⑤ 汚染物・廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染物の処理の円滑化
 - ・国の基準に従った汚染物処理の円滑な推進
- 放射性物質濃度が基準値を超える廃棄物等の国による処理の促進
 - ・放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等について最終処分までを国が主体的に責任を持つて行うよう求める要望の実施

⑥ 損害への対応

- 民間団体・市町村等の被害状況の把握
 - ・県民会議を通じた民間団体・市町村等の被害状況の調査や情報共有
- 損害賠償請求ワーキンググループの設置
 - ・県民会議に設置するワーキンググループでの損害賠償請求等の検討
- 国への要望及び東京電力への損害賠償請求等
 - ・原発事故による風評被害を含む県民すべての損害及び自治体の被害対策経費を賠償の対象として指針に明記するよう求める国への要望の実施
 - ・東京電力に対する市町村及び民間団体と連携した損害賠償の請求及び迅速かつ完全な賠償の履行を求める要望の実施

⑦ 新しい知識の普及・啓発

- ホームページ及び各種媒体による情報提供
 - ・「放射能情報サイトみやぎ」など各種広報媒体を活用した正確な情報の提供
- 不安解消に向けた対応
 - ・放射線等に関するセミナー・講演会の開催による正しい知識の普及・啓発
 - ・各種広報媒体やイベント等を活用した国内外へのPR

石巻地域農林水産物等放射能被害対策本部設置要領

(設置)

第1 東京電力福島第一原子力発電所の事故による農林水産物等への放射能汚染被害問題に迅速かつ的確な対応を行うため、石巻地域農林水産物等放射能被害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農林水産物等の放射能汚染対策に関すること。
- (2) 前号に係る管内各市町及びいしのまき農業協同組合、その他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) NaIシンチレーション検出機器の運用及び検査結果の取り扱いに関すること。
- (4) その他、対策に必要な調整、情報収集及びその速やかな共有化に関すること。

(組織等)

第3 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は対策本部を代表し、その事務を総理する。
- 3 本部長は本部会議を招集し、主宰する。
- 4 本部長は必要に応じて会議の招集範囲を変更し、又は本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 副本部長は本部長を補佐し、本部長が事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 対策本部には別表2に掲げる幹事会を置く。
幹事会は対策本部の運営に関し必要な事項を所掌する。

(事務局)

第4 対策本部の事務局は、東部地方振興事務所農業振興部に置く。

(補足)

第5 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年10月13日から施行する。

別表 1

区分	役職	職
対策本部	本部長	東部地方振興事務所長
	副本部長	東部地方振興事務所副所長
	〃	東部地方振興事務所副所長
	〃	東部地方振興事務所副所長(技術担当)
	本部員	東部地方振興事務所総務部長
	〃	東部地方振興事務所地方振興部長
	〃	東部地方振興事務所農業振興部長
	〃	東部地方振興事務所畜産振興部長
	〃	東部地方振興事務所農業農村整備部長
	〃	東部地方振興事務所林業振興部長
〃	東部地方振興事務所水産漁港部長	

別表 2

区分	役職	職
幹事会	幹事長	東部地方振興事務所農業振興部技術次長(総括)
	幹事	東部地方振興事務所農業振興部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所総務部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所地方振興部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所畜産振興部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所農業農村整備部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所林業振興部次長(総括)
	〃	東部地方振興事務所水産漁港部技術次長(総括)

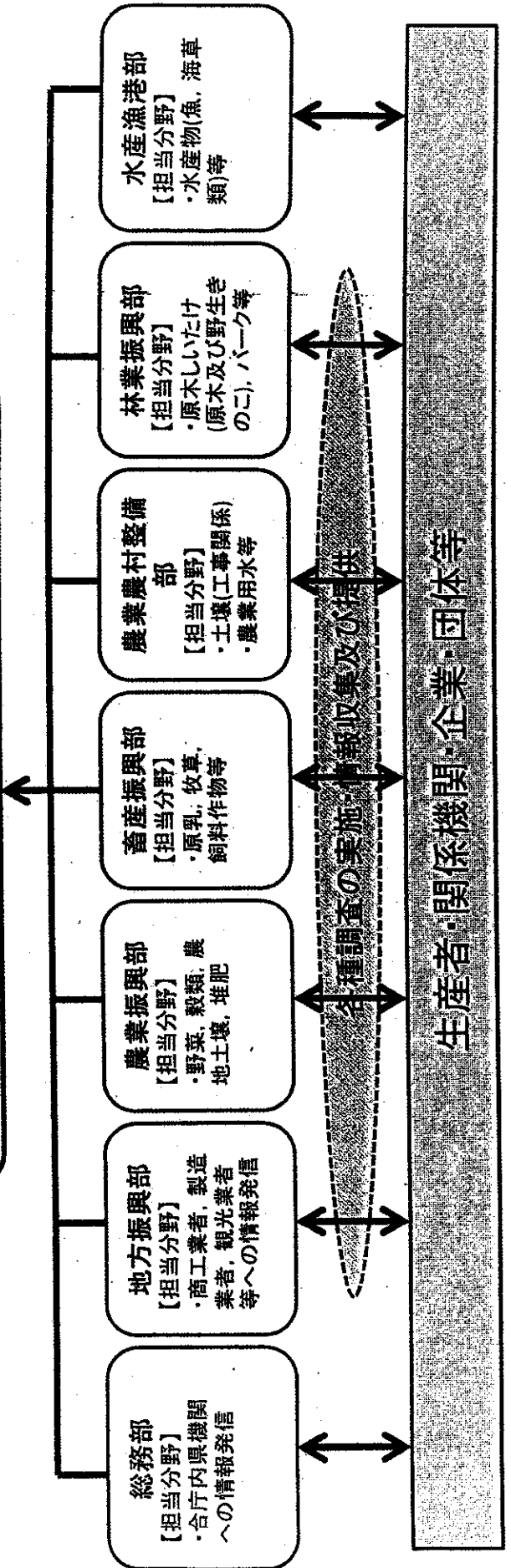
石巻地域農林水産物等放射能被害対策本部 体制図

石巻地域農林水産物等放射能被害対策本部

- 構成員：東部地方振興事務所(本部長)、副所長(副本部長)、各部長(本部長)
- 主な業務：農林水産物等の放射能汚染対策
管内関係機関・団体等の連絡調整
NaIシンチレーション検出機器の運用等
対策に必要な調整・情報収集・情報の共有化
- 事務局：農業振興部

幹事会

- 構成員：東部地方振興事務所 農業振興部技術次長(幹事長)
各部総括次長(幹事)
- 主な業務：放射能対策に係る各部からの情報収集と一元化、各種調査の計画検討、対策本部への各種提案
- 事務局：農業振興部(農業振興班)



〔 現在開設されている相談窓口 〕

■ 県の相談窓口

● 放射線・放射能に関する相談（宮城県設置）

開設：平成23年3月16日（水）から

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

電話：022-211-3323

■ その他の相談窓口

● 文部科学省 健康相談ホットライン（文部科学省設置）

受付時間：午前9時から午後5時まで

電話：0120-755-199

ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1300849.htm

● 放射線被ばくの健康相談窓口（放射線医学総合研究所設置）

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

電話：043-290-4003

ホームページ <http://www.nirs.go.jp/index.shtml>

● 原子力災害全般に関する相談窓口（原子力安全・保安院設置）

受付時間：午前8時から午後10時まで

電話：03-3501-1505、03-3501-5890

ホームページ <http://www.nisa.meti.go.jp/>

● 東京電力福島第一原発相談窓口

（原子力損害の賠償全般に関するご相談の専用窓口）

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

【お電話でのご相談】

福島原子力補償相談室（コールセンター）

学校給食モニタリング事業

1. 趣旨

児童生徒等のより一層の安全・安心の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食1食全体（主食・牛乳・副食）について検査を行う。

- ・主食＝「ご飯」及び「パン」
- ・副食＝給食センターで調理した「おかず」

2. 事業概要

国（文部科学省）が宮城県を含む17都県に事業を委託し、県が実施主体となり提供された学校給食に、どの程度放射性物質が含まれるかを検査機関に依頼し、その結果を公表する。

3. 事業内容

(1) 県における事業実施方法

宮城県教育委員会は関係者からなる調査委員会を設置し、具体的な調査方法、及び結果の公表等の所要事項について、決定し実施する。

(2) 実施期間

H23年度（3月）及びH24年度

(3) 検査対象団体

H23年度は、角田市と石巻市の2市。（H24年度については未定）

- ・角田市：県内市町村の中でも空間放射線線量率が高い地域のため。
- ・石巻市：県内モニタリング実施の位置的バランスを考慮。

(4) 検査方法等

- ・委託先：エヌエス環境(株)東北支社 仙台支店
- ・検査機器：ゲルマニウム半導体検出器（高精度測定器）による検査
- ・分析対象：放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）
- ・検出限界：10Bq/kg程度

(5) 石巻市の検査予定日

3月1日・6日・8日・12日・14日（計5回）

(6) 検査結果の公表

検査結果判明の都度、県のホームページに随時掲載（必要に応じ記者発表）